

第三十四回国 参議院大蔵委員会會議録第十五号

昭和三十五年四月十九日(火曜日)午前
十時四十分開会
出席者は左の通り。

委員長 杉山 昌作君
理事 上林 忠次君
西川甚五郎君
大矢 正君
天坊 裕彦君

委員

梶原 茂嘉君
木暮武太夫君
河野 謙三君
林屋亀次郎君
堀 末治君
木村禧八郎君
野溝 勝君
平林 剛君
天田 勝正君
原島 宏治君

政府委員

宮内庁次長 瓜生 順良君
大蔵政務次官 前田佳都男君
大蔵省主計 小熊 孝次君
局法規課長
大蔵省管財 局長心得 武橋寅三郎君

事務局側

常任委員 木村常次郎君
会専門員

説明員
農林省農林経 松岡 亮君
済局参事官

本日の會議に付した案件

○理事の辞任及び補欠互選の件

○租税及び金融等に関する調査

(貿易及び為替の自由化に関する諸

第五部

大蔵委員会會議録第十五号

昭和三十五年四月十九日【参議院】

問題並びに財政金融一般に関する
件)

○一般会計の歳出の財源に充てるため
の国有林野事業特別会計から繰
入金に関する法律案(内閣提出、衆
議院送付)

○道路整備特別会計法の一部を改正す
る法律案(内閣提出、衆議院送付)

○特定港湾施設工事特別会計法の一部
を改正する法律案(内閣提出、衆議
院送付)

○国有財産法第十三条第二項の規定に
基づき、国会の議決を求めるの件
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(杉山昌作君) ただいまから
委員会を開きます。

まず、お諮りいたします。
山本米治君から都合により理事を辞
任したい旨の申し出がありました。が、
これを許可することに御異議ありませ
んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(杉山昌作君) 御異議ないと
認め、さよう決定いたしました。

つきましては、直ちにその補欠互選
を行ないたいと存じます。互選の方法
は、成規の手續を省略して、便宜その
指名を委員長に御一任願いたいと存じ
ますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(杉山昌作君) 御異議ないと
認めます。

よって、委員長は西川甚五郎君を理
事に指名いたします。

○委員長(杉山昌作君) これより、前
回の委員会における貿易及び為替の自
由化に関する諸問題に関する件につい
て、天田君の質疑が残っておりますの
で、天田君に御発言をお願いいたした
いと存じます。

○天田勝正君 私は、まず遺憾の意を
表したいのでありますが、今まで提
示された資料によりまして、貿
易・為替の自由化の具体的スケジュ
ルは、閣僚會議または連絡會議の議を
経まして、五月末を目途として決定さ
れる、こういうこととあります。とこ
ろが、五月末決定されたのでは、本委
員会におけるこれらの検討というものは
不可能、こういうことになるわけで
あります。そこで、私は、特に農林
関係の資料につきましては、コンク
リートされたものでなくても、大よそ
の検討でも提示願いたいということ
を委員長まで申し出ておきましたところ
が、なかなかその資料が今日まで提示
されず、途中においては、何かの品目を
明示されるならばそれについてはでき
るだけ申し上げます。こういうような
内連絡がありました。品目を提示す
るならばその分についてはわれわれに
知らせることができるといふならば、
全体についても大よその見当を知らせ
られると私は思うのであって、それが
今現在でも出ておられない。こういう状
況の中に質問しなければなりません。
はなはだ遺憾のきわみであります。

そこで、私は質問いたしますが、私
の見たところ、貿易・為替の自由化が

断行された際に、いろいろな方面に影
響がありますけれども、特に農林関係
からいいますと、今現在農林水産物と
称するもののわが国の輸入の総額は多
分、ここ数年の間、四割近いものが輸
入されておる、こういう状況であらう
と存じます。それが自由化されたらど
の程度さらに輸入がふえ、それに対応
して日本の農林水産物に対する影響が
あるのか、ここが一番私は大きな問題
だと存じます。そこで、まず現在の
農林水産物の輸入が全体の輸入の中
どの程度を占めておるか、それをお示
し願ひ、さらに貿易・為替の自由化が断
行された際、政府の見込みの貿易・為替
の農林関係についての自由化でありま
すが、それを断行した場合における輸入
の伸びというものがどの程度であるか、
まず第一に質問したいと思ひます。

○説明員(松岡亮君) 天田委員からた
びたび資料の御要求がありましたので
あります。まだ具体的な資料をお示
してきないのははなはだ遺憾ござい
ますが、今の御質問の点の、貿易・為
替を自由化した場合どのくらい輸入量
がふえるかという御質問でございます
が、これはまず、現在全体の輸入量の
中でどのくらい農林水産物が占めてお
るかという点から申し上げますと、分
類にもよりますが、大体総輸入
金額の四割から四割を少しこえるくら
いのところが農林水産物であらうと思
ひます。しかしながら、この中には、
所管を申し上げるのは少しおかしいか
もしれませんが、通産省で所管してお
ります原綿、原毛がございます。こう

いった大きなものがございます。これ
は原毛はちよつと違ひますけれども、
原綿に至りましてはほとんど日本の農
業には影響がないといつてよろしいか
と思うのであります。原毛の方も、局
部的には若干の影響がございますが、
全体的には非常に影響が小さい方でご
ざいます。そういうものが非常に大き
な割合を占めておりますので、農林省
所管で、しかも日本の農業と競争するよ
うな農林水産物と申しますのは、むし
ろ今申し上げました四〇〇の半分ある
いはそれ以下になるかもしれないので
あります。

そのうちで、何と申しまして、米、
麦、あるいは大豆、砂糖が大きな割合
を占めておるわけでございますが、か
りにこれを全面的に自由化したとしま
すと、そういう過程は実はわれわれとし
ては考えていないのでございますけれ
ども、かりに自由化するといたしま
すと、砂糖は相当高率な関税で守つてお
りますから、あまり大した輸入量の増
加がないかと思ひますが、大豆、それ
から麦、麦のうちで特に小麦でござい
ますが、これは非常に影響がある。だ
いふ外
国産のものが割安でございまして、相
当安値で、しかも大量に入る可能性が
あると考へます。米につきましては、こ
れは見方が若干分かれておりますけれ
ども、国内産米と競争するようなもの
は、朝鮮、台湾あたりの生産品であり
ますから、そのほかの地域に対する自由
化がどれだけの影響があるかというこ
とにつきましては、現在の関稅定率
がやや低

いような感じもございませうけれども、見方が分かれておると申していいかと思ひます。

しかしながら、農林省といたしましては、現在具体的な資料を差し上げるのが困難なのは、要するに、前提になります競争力の算定が非常に困難をきわめておりますのと、自由化を手放しでやる、主要のものについては手放しでやる考えがないのであります。特に米、麦、あるいは酪農品のごときものについては、むしろさしあたり自由化する考えはないと申し上げた方がいいわけでありませう。そういうことから、どのくらいの影響があるかということ、なかなかここで具体的に申し上げることは非常に困難でございます。ただいま各局ともに作業中でありませうし、通産省の方も作業をいたしてありますが、小分類に従いますと数千品目にわたりますし、その間に非常に関連の多いものがございます。たとえば砂糖と菓子、あるいはカン詰、ジュース、これらの関連をどういうふうに考えていくかという非常に複雑な技術的な問題もございませうので、なかなか作業が進まない状況でございます。来週あたりから、各局の一応の作業が終つたところから、経済局で調整を加える段階に入りたい、かように考えておるのであります。お答えにならぬかも知れませんが、現在の状況を申し上げます。

○天田勝正君 スケジュールができておらないのに質問するのは無理のようなことにもなるし、と聞いて、聞いておかなければならぬということなんでも、そこで、農林水産物については各局とも、おそろしく自由化する場合に他

の品目よりもずれるというのが普通だと思つております。さればと申して、自由化という性質上から、こちら側に都合の悪いものだけは不自由にしておく、そういうことでは決して自由化ではないのであつて、やはり相手次第で、相手もこれを自由にするならば、わが国の方においてもそれに対応するだけの自由をせよという、こういう要求が出てくるのは当然だと思ひます。

そこで、私は今知りたいたいの、日本の自由化の場合どこを基点としてやるかということですが、かりに五月末に一応それぞれのスケジュールがまゝな場合に、農林水産物についてはそれとどれくらい差がついて自由化の歩みになるのか、およその見当でもお示し願へば幸ひだと思ひます。

○説明員(松岡亮君) まだ事務的な段階の考え方でございまして、十分なるお答えにならぬかと思ひますけれども、今閣僚会議でございましてお答えは、五月末までに具体的なプログラムを作るということでありまして、その際どういうスケジュールを組むかというところは、各省の事務当局が一つの目安を考へましたのは、三年くらいの間、段階を踏んで自由化を進める、こういうことではございませうが、ただ、その中には三年たつてもできないというものがあつたかと考へておるのであります。それで、ただいまから、御指摘がございまして、大体非常に工業的に進歩した諸国では、逆に、農業問題でもかかえておられますので、農産物の自由化については非常に慎重な態度をとつておられます。欧州諸国なども、工業品についてはほとんど自由化して、農産物については輸入

制限の品目の数を残されております。それがやはり日本においてもやはり同じでございますし、農業問題というものの深刻さからいいますと、完全雇用の状態にある西歐諸国よりは日本の方がずっと困難な状態にあるわけでございます。西歐でも農業関係の自由化については、だいたい工業の関税よりもテンポもおかれておるのであります。日本におきましても、かりに外国と比較して申し上げますならば、農業所得の主要な部分を占める米、麦、あるいは今後の農業にとつては大きな育成部門となりませうような酪農品のようなものにつきましては、ほかのものに比べまして、ずっと自由化がむずかしい、あるいは慎重にならざるを得ない。従つて、かりに三年というプログラムを前提にいたしますならば、三年以内にはこれを自由化していくというようなことは現在考へられないのではないかと、かようにわれわれ事務当局では考へておるのであります。

○天田勝正君 こまかいことにはわかりませんが、砂糖に対応するビートの関係ですが、最近私どもの一私、埼玉ですが、きわめて土質のよい所でありまして、麦作を表面にした場合は大かた十俵とれるといたしまして、粗収入が一万五千円程度、こういうことになりませう。それから、最近暖地ビートということが盛んに言われまして、これを概算しても、少なくとも一万五千円はこえることができる。しかも、ビートの場合でありますと、これが家畜の飼料にもなりますし、むしろ飼料の自給がはかれる、いろいろな面で、金銭に換算できないでも麦よりも有利であるという計算になります。ところが、

それに対して県庁等において折衝する場合に、なかなかこれが推進をいたさないというのが実例として現われております。そこで、これを考へるに、それは砂糖の自由化等を行なうがゆえに、日本の有利作物に転換する場合には、これをむしろ消極的にサポートするといひますか、言葉は適当でありませうが、そういうことによつて自由化に備えておるのではないかと考へても生まれるわけですが、農林当局としてはそういう考へであるかどうか、それを伺つておきたい。

○説明員(松岡亮君) 砂糖についてはいろいろ問題がございまして、事務的には、たとえば一方で非常に高率な関税があつて、これでもって保護に十分ではないかという考へ方もございませうし、他方におきましては、関税だけでは価格の安定が期せられない。特に今寒冷地におきましてはテンサイが非常に急速な勢いでふえておられます。いろいろな寒冷地農業ということからいひまして、西歐諸国においてもそうでございますけれども、農産物の輸作の中に入れていくことが、表面に出た砂糖の増産ということだけの効果でなく、畜産を興したり、あるいは災害に強い、労力の配分をうまく行なわせる、いろいろな経済効果がございませうので、そういう意味で寒冷地においてはなかなかこれを押さえるようなことは考へられないのではないかと、かように考へるわけでありませう。それから、西南暖地におきまして、最近ビートの栽培が研究段階が相当進んで参つておられるのではないか、この可能性が出ておるのではないかと、こゝろ見られておられます。これが技術的に確立いたしますと、非常に日

本農業にとつてはまことに画期的な影響があるであろう、かように見られておりますけれども、何と申しまして、まだ技術が確立していないという点があるのをごいひます。

○天田勝正君 そうすると、ビート栽培については行政機関がきわめて消極的であるということについては、別にそこに自由化云々の問題でなくして、まだ技術的に固まつておらないからという理由で消極的であると、こういうお話をうかがう。

○説明員(松岡亮君) ビートの栽培については積極的か消極的かという点については、むしろ振興局の方から申し上げなければならぬわけでございますが、私はどうも、積極的に行つておられると、こゝろ申し上げるのはいかどろか、私はちよつと何でございませうが、農林省といたしましては、研究のための機関も作り、そこでかなり今後精力的に研究を進めたいという体制をとつておられますし、やはり積極的に行つておると申し上げた方がいいと思ひます。ただ、その問題と自由化の問題とは、若干面を異にしておられますので、先ほど申し上げた点は、自由化

そのいろいろな意見がございませう。砂糖の自由化については、これはやるべしという考へ方も、やる必要なし、むしろ現在の農業を改善する上からいって大いに今後伸ばしていくべきだという考へ方も、いろいろあるのをごいひます。今はつきりどちらのことを私から申し上げることはできませんが、これもまあ自由化については相当な問題があると申し上げていいかと思ひます。

○天田勝正君 そうすると、ビート栽培については行政機関がきわめて消極的であるということについては、別にそこに自由化云々の問題でなくして、まだ技術的に固まつておらないからという理由で消極的であると、こういうお話をうかがう。

の方から見た問題点を申し上げたのであります。

○天田勝正君 このビートの耕作問題で、きょうの質問をつぶすわけにはいかないのですが、問題は西南暖地のみでないのです。私の埼玉、また隣の茨城あたりでも、業者及び農民が提携をして、すてにかなりの範囲にその成果はデータとして出ておるのですよ。過日も、実例をあげればいいのですが、私の方の衆議院議員、それから自民党でも佐藤洋之助氏などが埼玉に参つて、私もそれに立ち会っております。ところが、行政機関の方では、自分がまだ試験していいからどうも自信がないというよりなことなので、だから、それは技術的だけの問題ならきょうの質問としては私はやめておく。ただ、そういう消極的な態度というものがどこでも見られるから、それが為替自由化のために、貿易自由化のために、砂糖を自由化するためにむしろ消極的になっておるのか、この点を質問しておるのである、これが純粋な技術的な問題である、為替自由化の問題云々には全く関係ないという御答弁なら、私はこの問題は一応やめておきますから。

○説明員(松岡亮君) 自由化するため、テンサイの奨励について消極的だということよなことはございせん。先ほど申し上げましたのは、輸入制限、輸入の数量的な制限を廃しても、相当高率な、世界でもあまりほかに例がないような高率の関税による保護をやっておりますので、保護としてはこれだけで十分じゃないかという意見があるというのを申し上げたわけでありまして、砂糖の自由化をはかるために、国内においてテンサイ糖の奨励に消極的

になつておるといふことはございせん。

○天田勝正君 資料がございせんから、大まかなことしか聞かせませんが、問題は、今農家所得と都会の所得との較差がだんだんはなだしくなつて参りまして、過日も私が本会議で農地被買取者問題調査会法の質問の際にも指摘しておいたわけですが、六、七年前には都会が一〇〇といいたし、その所得水は、農村は四三〇くらいがその所得水準であった。ところが、最近になりまして、三五%が下回るといふ状況で、ますますもつてその開きはひどくなりつつあるのです。そこで、貿易・為替の自由化の問題が全くないにいたしても、このまま放置することではできない状況になつておる。そこへ為替自由化という問題で、これにすぐでも影響があるならば、たちまち、都会の所得と比較するならば、二〇%台に落ちることは明瞭なんです。それは農産物が外国産と平均して二割、三割高いというところからしても、推算できるわけ

です。こゝろいうことですから、と、さつき私が言うように、自由化といふ以上は、多少ずらすにしても、こちらの不利な農産物だけをいついつまでも自由化しないのだといふことは、自由化の名に値しないことですから、いつの日にかそれが来る。ことに農業のよりに急に転換できない産業につきましては、三年、五年という話もありましたけれども、それも大よその見当で申されておるのだと思つて、どつちにしても、三年、五年というよりなすれがあるならば、このずれの中に外国の農業と対抗できる力をつけてやらな

ければならない、こゝろいうことに私はなつてくると思つておる。その一体研究を農林省としてはしているのかどうか、してらるならば、今どういふ面に向かつて検討しているかといふことをお知らせ願ひたいと思つておる。

○説明員(松岡亮君) ただいまのお話にありましたように、自由化は互恵の原則に立つて相互の利益を増進するよう進められるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、農産物の自由化については各国とも非常に慎重でございます。それと、今もお話がございましたように、農業は急激に経済情勢の変化に対応できない。技術的の見ましても、あるいは人口その他の構造上の条件から見ましても、急激に変化に対応できないという根本的な問題がございまして、国際協定の運用の面から見ましても、非常に寛大な態度をとられておるわけでございます。それに乗るというわけではござい

ませんが、いずれにいたしましても、日本の農業の構造を急激に変えるというよなことは、これは望むことが無理でございます。十分に時間をとつて、また技術の改良その他の施策を進めなければいけない、こゝろいうことにならるわけでありまして、で、将来相当長期にわたつて、農業の構造をどう持つていくかといふことにつきましても、ただいま、御承知の基本問題調査会におきまして、まあ非常に慎重な御研究が進められておるので、それらの検討も待つて、この問題で十分には調整を加えていく必要があるのでございせんか、かように考へておるのでございせん。

○天田勝正君 それは、答弁として

は、表向きそういう答弁になるらしいのだけれども、私は、別に貿易・為替の自由化の問題がここに起こらなくても、日本農業といふものが、都会とそれの所得において較差がどんどん開きつつある。これだけでも放置しておけないのだが、どつちにし、どの程度に影響を押えたり、農産物についての自由化をすすらすにしても、必ずそこに影響が出てくることは、これは何といつても否定できない。だから、それに対応するやはり農政といふものがここに考へられなければならない、こゝろいふふうに推測するのです。これは否定できないと思つておる。

そこで、でき得る範囲であつても、何かそこに施策しなければならぬ。そうすれば、私はここに一つの例示を申し上げれば、何といつても日本農業が零細農でありますから、これを解消する道に向かつていかなければならぬといふ点が一つだと思つておる。そうすれば、農林省でもまず調査済みであります五百万町歩という開墾可能地をば、それは全部が全部経済的に手がつけられるというわけにはいかな

いでしょうけれども、大体三百萬町歩くらいは経済的にも成り立つといふことが、農林省の研究でも私は出ておると思つておる。そうすれば、もちろん農林省限りでこの予算がどうできるわけじゃないけれども、農林省がその気になれば、予算折衝を行なつて、まず三百萬町歩の開墾に手をつけるとか、何かそういうものがなければ、とてもじゃありません。ここまでは農家所得といふものが較差がついてしまつた上に、わずかでもそれに影響があるという場合には、もう崩壊になるとい

うことを私は心配するのですよ。それです。それから、そういう具体的な、たとえば三百萬町歩の開墾を行なつてこれを与えるといふよなものがありませんと安心ができなくなる。そういう何か計画がございせんかと、こゝろお聞きしてらるんです。いかがでしようか。

○説明員(松岡亮君) 問題が、私からお答えできる問題よりも広くなつておりますので、お答えにならないかと思つておる。農林省としましては、とにかく自由化に対しては非常に慎重ならざるを得ない。で、どうしてもほかの部門に比べますとおくれしていくのはやむを得ない、こゝろいふ考へ方をとつておりますが、それと同時に、自由化は、農林関係で自由化するものについては、非常に影響の少ない、あるいは軽微なものもございまして、何らかの対策を別途講ずればできるものがあるといふよなものもございまして、その対策もあわせて考へておるのであります。関税定率を改正しますとか、あるいは価格支持を強化しますとか、こゝろいふことも考へておるのでござい

ますが、今御指摘のありました、まあ基本的に、農業の基本的な構造を変えるといふことになりまして、これは農政のほんとうに基本の問題、自由化問題を考へる際に、もちろんこゝろいふ面まで考へなければならぬものでございまして、それにはまた基本問題調査会において今せつかくこの自由化問題ともあわせて検討されておりますので、その結論も待つて、さらに自由化の方向と調整をはかるように持つていくのが妥当ではないかと考へてお

るのであります。今、天田委員から御指摘のありましたような詳細な経営規模をどうするかということなどにつきましても、基本問題調査会において非常に熱心に御研究が進んでおります。それらの結論も待ちまして、今後の日本の農業をどう進めるかということを考えて参るのがよろしいのではないかと、かように考えております。

○天田勝正君 今のことは、私の質問の観点で、何と申しても、もうすでに日本の農業が崩壊寸前に来ている。前の農林大臣も、十年このまま推移していくならば日本の農業は救いがたい事象に立ち至る、三浦農林大臣がこういうふうに申されておる。ですから、このままでもその通りなのである。だから、わずかのそこに影響があるならば、都会と比較しても二〇%台にその所得は下がる、これはもう明瞭なんです。それから、すでに出ておるし、推移がそれら来ておるといふことを、さつきもあわすかの例で申し上げてあるのであつて、そのことをすでに農林大臣も御承知になっておることだと思つて、それから、確かに参事官に聞くのは少しく範囲が広くなつたかも知れぬけれども、当然答弁にはさういふこともお考えになつて来てもらわないと困るから、だから、この点については、きょうのところはこれはやむを得ないようです。それから、農林省でもよく研究されて、一つ適当な機会にお示しを願わなければならぬと思つて、これは委員長にお願ひしておきます。

次に、米、麦は当分自由化しない、こういふふうに承知してよろしいと思つて、それではこの養蚕の關係——日本農業といへば、まず米、麦、養

蚕、蔬菜と、こういふふうに大別できると思つて、さうすると、養蚕をどうするか。さうすると、まあ支持価格という今お話がありましたけれども、実績からいって、下がった場合にも、支持価格は農村の一つの保障になるのであつて、ところが、下がった場合はほとんど支持価格も下がつてしまつたので、実際は一向支持されなかつたといふことが実情なんです。さうすると、養蚕の關係では、もう固定してこれ以上下げないといふその支持価格は、一体今現在で、何ですか、これより上げるんですか、下げますか、それを伺つておきたいと思つて、

○説明員(松岡亮君) 蚕糸対策につきましては、どうも私から申し上げる範囲外でございます。蚕糸局長からでもお聞き願ひたいと思つて、

○天田勝正君 だつて、自由化の問題だから、困つちまう。

○説明員(松岡亮君) かりに自由化と生糸の関連を言へといふお話でございます。まずならば、むしろ蚕糸關係は、かりに日本の貿易の自由化が外國の日本に対する差別待遇あるいは輸入制限の緩和という方向につらなつていきますとすれば、むしろいい影響を受けるものであろう、かように考えておるのであります。ただ、中共の生糸などの問題がございすけれども、これは中共との間はガット關係にございませんで、必ずしも中共に対して自由化といふ問題が起きないと思つて、あまり影響はないのではないかと、かように考へます。

○天田勝正君 その観点は、どうもちょっとおかしいな。で、その中共のだつて、あなた、あれです、生糸は伸びておるんですよ、ほとんど。大体、ここへ資料を持つてこないけれども、ここ一年間でも二割くらい伸びておるはずなんです。それが國際市場で競争する場合に、こつちへその影響がないなどということはとも考へられないので、それで、しかも自由化といつたので、中国の側では香港を通じて、まあ自由化にひとしいことを今現在もやつておる。さういふことですか、支持価格というならば、この面につきつちりした支持価格を決定してやらなければ、日本の養蚕は守れない。で、若干、また、今度はいいと、上向き状況になつたとしても、急に桑を植えてその年にすぐ繭がとれると、こゝろいふわけにはいかないだけに、長期計画を必要とする。その裏づけの支持価格といふものを、今現在でどう定めるか、それ以上上げるのか下げるのか、さういふことを一つ示してもらいませんと、私の質問の答弁にはならぬ。

○説明員(松岡亮君) どうも、糸価問題については、私もどうも答弁するポジションにございませんで、お許しを願ひたいと思つて、ただ、今その自由化が、中共糸が競合しないといふことを申し上げましたのは、日本の生糸の輸入を自由化しても、日本の市場において中共糸から脅威を受けることはいないといふことで申し上げたのであります。國際市場におけることを申し上げます。梶原君は、さういふことではございませんで、農産物の自由化についての作業が進んでおるわけですね。その場合に、中共との關係ですね、中共貿易との關係をどういふふうな検討の対象にしているか。一応これはたな上げにしているのか、あの想定のもとにそれを勘定に入れて、たえば、大豆の問題にしましても、その作業を進められておるのか。たえば、大豆の問題にしましても、アメリカ大豆とある意味においてはそのウエイトは相当私は大いと思つて、将来の、ほかの輸出原料にしましても、いろいろ競合する面があると思つて、従つて、作業をこの自由化を対象にしてされていく場合に、現在は一応たな上げの形にはなつておるのだけれども、自由化の問題といふものは将来にわたる問題で、作業の段階でさういふふうには、これは事務的ですよ、事務的にこれを取り扱つていふか、全然取り扱つていないのか、一応何らかの想定で、影響といふものを勘定に入れて作業をされておるのか、その点をさうと伺ひたい。

○説明員(松岡亮君) 対中共貿易の基は、私もさういふものから申し上げるものでございませんで、われわれの作業としましては、中共とか、あるいはソ連、あるいは韓国、台湾、さういふたガット關係のない諸國との貿易も、そのある品目の輸入を自由化した場合は、これらの國からの輸入がどうなるかといふ影響を見定めるために、十分考慮いたしております。その際に、たとえば大豆のようなものは、中共も含めて自由化してしまつた方が、日本の貿易上有利ではないかといふような問題もございすし、逆に魚については、日本はほとんど世界から脅威を受けるのでありますけれども、一部韓国あたりの魚が安く入つてくる心配がある。さういふものはガット關係にならなければいけませんから、輸入制限をす

そいふことも考慮に入れて、自由化を地域あるいは國、相手國別にも考へて参つております。

○天田勝正君 私は、まあ質問ももうやめますが、指摘しておきたいことは、今の生糸の問題にいたしましても、かつて日本の生糸が暴落いたしましたのは、日本と中共との間にチンコム等の關係があつて、この開発機械類を輸出をいたさない、さういふふうな日本の態度から、そこで中共側としてはこれを他の國から輸入しなければならぬ。しかし、日本の円と同じように、中共の通貨をもつては、それはそのままで買えないわけでありまして、結局かわるものとして、さういふ経路を経るにしても、農産物をほとんど輸出したという、そのうちに生糸も非常に大量にまぎつておつた。これは、あつていふ経済を管理している國でありますから、政治的価格でどんどん売れる。その売つて得た外貨によつて、御承知の通り、スウェーデンやスイス、西独、さういふところから機械を買ひ込んだ。その影響が日本の生糸の価格に大きく響いて暴落になつた、さういふいきさつなんです。ですから、別に私は外交政策をこの際論ずるつもりはない。問題は、梶原さんが今指摘になつたように、これは計算に入れてかかれません、農産物の自由化といふ問題については、これはいささか勉強不足と、さういふことになつておる。ですから、さういふ過去の問題がまあわからないとしても、過去に起きた事例から推測して、その対策を立てていただきますと、日本の農業

としてはえらいことになる。これはぜひお考え願いたいと思う。

で、今の養蚕の問題であります。これは何れも中共だけを言うのではございませぬ。で、イタリヤあたりでも、御承知の通り、生糸の製品は輸出が伸びておる、こういうことなんです。ですから、これは自由諸国のうちの一国でそういう事態が起きておるということに対しては、やり方によっては日本の生糸並びに養蚕も伸びる、こういうことがいえる。だから、そういう面をとらえて、農家の所得を確保できるならば、他のものが若干自由化されて影響を受けても、ここで耐える、自然私はいふところは耐え、私はきょうのところは言いつばなしであります。そういうこともそれぞれ考慮されて、農産物の貿易自由化というのを御検討願わなければならぬ。過日も、委員長にも、他の諸君にも、私はお願いいたしましたけれども、近い機会に、資料が出て参つたら、ぜひ時間を与えてもらいまして、さらに一品ずつ検討していきたい、こう思いますので、きょうのところは、最後に今注文を申し上げただけでやめておきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○木村種八郎君 ちよつと関連して。自由化に関する農産物のいろいろな対策の作業は、大体五月末ごろですか。そうすると、国会が閉会した後なんです。ね。そうしますと、われわれは検討するひまがないのです。国会の終わるのを待つというのでは。何かもう少し、それまでにできたものについて、たとえば大豆なんか一応十月にやるといふことになっておつたんでしょ。それがまた四月に延びたように、新聞

なんかで伝えられております。それから輸出取引法の改正の中にも、やはり東南アジア等から割高で輸入するものについて、何か補償するような条項もあるわけですね。ですから、もった作業を早めて、完成しなくてもいいから、その過程において、できたものだけはこの国会閉会中に出して、やはりわれわれの審議の対象にしていた方がいいと思ふので、やはり五月末でなければ国会に出せないので。○説明員(松岡亮君) われわれとしては、実は農村で非常に関心を持たれて、あるいは不安も持たれている向きもございまして、できるだけ早くスケジュールを出して、それでむしろ安心していただくたい、こういうような気持ちで、上司からも作業を早くするように勧められておりますし、少なくとも考案方ぐらひは早く出せ、こう言われておるのでございまして、鋭意やっておりますのでございまして、何分、先ほど申し上げましたように、小分類で検討いたしますので、数千の品目になるわけです。通産省などは、他の省を引き合ひに出しますと悪うございまして、けれども、五月末でもむすかしいくらのことをとどき聞いております。農林省としまして、ようやく各局から、近く一応の作業の結果が出せようのを、来週あたりから調整を始めたいと考えておりますので、今できるだけ早く終わらせたいという事は申し上げておきますけれども、いつまでにといふことはなかなか申し上げかねるのでございまして。

○委員長(杉山昌作君) 貿易及び為替の自由化に関する諸問題に関する件

は、本日はこの程度でとどめておきます。

○委員長(杉山昌作君) 次に、一般会計の歳出の財源に充てるための国有林野事業特別会計から繰入金に関する法律案、道路整備特別会計法の一部を改正する法律案、特定港灣施設工事特別会計法の一部を改正する法律案、及び「国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めた件」を議題といたしまして、政府から補足を説明を聴取いたします。

○政府委員(小黒孝次君) まず、一般会計の歳出の財源に充てるための国有林野事業特別会計から繰入金に関する法律案の提案理由の補足説明を申し上げます。昭和三十四年度におきましては、国有林野事業特別会計法第十二条の規定によりまして、十億円を限り、一般会計に繰り入れることといたしました。これは国有林及び公有林の治山、造林、林道の各事業につきまして増額措置をとつたことにも関連いたしました。国有林野の林政協力の一環として行なつたものでありまして、このようになれば、これを継続して実施することによりまして初めてその効果が期待されるものでありますので、昭和三十五年年度においても、国有林野事業特別会計から十一億円を限り繰り入れる措置を講じようとするものであります。なお、この会計には、昭和三十四年度末におきまして損失補てん積立金は約二百億円、手持ちの現金は約百九十億円と見込まれますので、十一億円を一般会計に繰り入れまして、国有林野事業の管理経営にはさしたる支障は

ないものと認められますので、今回、この法律案を提案した次第であります。

それから次に、道路整備特別会計法の一部を改正する法律案につきましては、道路整備特別会計におきましては、道路整備事業にかかる地方負担金の納付につきまして、地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律の定めるところによりまして、地方債証券をもって納付することを認め、これに対する資金の措置としまして、本会計の負担において借入金をすることとして、申上げましたように、交付公債の発行につきましては地方団体の予算に計上されないために負担感が薄い等、地方財政の健全な運営上種々問題があらますので、昭和三十五年年度以降に国有特別会計において行なう公共事業につきましては、この交付公債による納付を現金納付に改めることといたしまして、これに要する資金は、一般の地方財政の収入によるほか、資金運用部からの借り入れにより措置することといたしております。

従ひまして、この会計の歳入の範囲から、交付公債の償還金及び利子収入並びにこの交付公債を見合ひとする借入金収入を、また、歳出の範囲から当該借入金の償還金及び利子支出を除くこととするともに、これに伴ひして、この会計の歳入歳出予算計算書の添付書類中、前々年度並びに前年度及び当該年度の借入金及び償還金、前々年度並びに前年度及び当該年度の地方負担金にかかる償還金の発生及び回収実績表の添付を要しないことといたし、また、歳入歳出決定計算書の添付書類中、地方負担金にかかる償還金の発生及び回収実績表の添付を要しないことといたし、その他借入金の借り入れ及び償還に関する手続規定を改める等、関係規定の整備を行なうことといたしております。

年度の地方負担金にかかる償還金の発生及び回収実績表もしくは発生予定及び回収計画表の添付を要しないことといたし、また、歳入歳出決定計算書の添付書類中、地方負担金にかかる償還金の発生及び回収実績表の添付を要しないことといたし、その他借入金の借り入れ及び償還に関する手続規定を改める等、関係規定の整備を行なうことといたしております。

次に、特定港灣施設工事特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、補足説明を申し上げます。特定港灣施設工事特別会計におきましては、特定港灣施設工事にかかる港灣管理者負担金の納付につきまして、地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律の定めるところによりまして、地方債証券をもって納付することを認め、これに対する資金の措置といたしまして本会計の負担において借入金をすることといたして、おとすのであります。なお、昭和三十四年度以前の年度の予算によるこの会計の借入金の償還及び地方負担金にかかる償還収入につきましてはなお従前の例によることとする等、必要な経過規定を設けることといたして、おとす。

次に、特定港灣施設工事特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、補足説明を申し上げます。特定港灣施設工事特別会計におきましては、特定港灣施設工事にかかる港灣管理者負担金の納付につきまして、地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律の定めるところによりまして、地方債証券をもって納付することを認め、これに対する資金の措置といたしまして本会計の負担において借入金をすることといたして、おとすのであります。なお、昭和三十四年度以前の年度の予算によるこの会計の借入金の償還及び地方負担金にかかる償還収入につきましてはなお従前の例によることとする等、必要な経過規定を設けることといたして、おとす。

従いまして、この会計の歳入の範囲から、交付公債の償還金及び利子収入並びにこの交付公債を見合いとする借入金収入を、また、歳出の範囲からは、当該借入金の償還金及び利子支出を除くこととするともに、これに伴いまして、この会計の歳入歳出予定計算書の添付書類中、前々年度並びに前年度及び当該年度の借入金及び償還計画表、前々年度並びに前年度及び当該年度の港灣管理者負担金にかかる債権の発生及び回収実績表もしくは発生予定及び回収計画表の添付を要しないこととし、また、歳入歳出予定計算書の添付書類中、港灣管理者負担金にかかる債権の発生及び回収実績表の添付を要しないこととし、その他借入金の借入れ及び償還に関する手続規定を改める等、関係規定の整備を行なうこととしております。

なお、昭和三十四年度以前の年度の予算によるこの会計の借入金の償還及び港灣管理者負担金にかかる債権につきましましては、なお従前の例によることとする等、必要な経過規定を設けることとしております。

○政府委員(武蔵寅三郎君) 「国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件」につきましまして、提案理由に補足して御説明申し上げます。

現在御住居となっております御文庫は、地上一階地下二階建、延べ七百十三坪の鉄骨鉄筋コンクリート作りで、これは戦時中防空施設として作られたものであり、御住居として適当でありませんで、これに隣接して、耐震耐火鉄筋コンクリート作り二階建、延べ

四百十坪の建物を新築し、新旧両方の建物を渡り廊下をもって連接して、これら全体を御住居としようとするものであります。

新築いたします御住居は、先般の提案理由の説明にありましたように、一階には居間、書斎及び書庫、食堂、談話室等のほかサンルームを設け、二階には御寢室、お召しかえ所、納戸及びバルコニー等を設ける計画であります。現在御使用中の御文庫は、これを改修して、表食堂、御服調度室、拝謁室、待従及び女子職員詰所等に充てる予定であります。

工事は、昭和三十五年度から二カ年とし、総経費は一億六千二百六十五千円を予定しておりますが、このうち固有財産の増となりますものは一億四千九百八十五万三千円でありま。し。こ。う。し。て、昭和三十五年度分といたしましては、過般成立いたしました昭和三十五年度一般会計予算に計上いたしました。総経費一億九千四百二十万二千円、そのうち固有財産の増となりま。す。もの。は九千五百三十三万円であります。

以上提案理由に補足いたしました御説明申し上げますが、何とぞ御審議の上すみやかに御賛成の議決あらんことをお願い申し上げます。

○委員(杉山昌作君) 本日はこの程度で散会いたします。

一、特定港灣施設工事特別会計法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十八日)

一、国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(予備審査のための付託は三月二十三日)

四月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、酒税の一部を酒害対策費とするの請願(第一七七六号)(第一七九六号)

一、輸入くえん酸石灰等に関税を課するの請願(第一七七七号)

一、鳥取税務署庁舎新築に関する請願(第一八九〇号)

一、松川葉たばこ取納価格引上げに関する請願(第一九〇三号)

第一七七六号 昭和三十五年四月一日受理
酒税の一部を酒害対策費とするの請願
請願者 香川県坂出市福江町小山三三九日本キリスト教婦人矯風会四国部会
内 佐藤ふじの
紹介議員 津島 壽一君
酒税をもつて国政のおもなる財源にあてている政策の反面には酒乱、アルコールが増加し、家庭は破壊され、犯罪は激増し、不良少年は日に増加しておるうちに、国民の体位と道義は低下しゆゆしい事態をひきおこすことになるから、二千億円に及ぶ酒税の一部をもつて酒害対策費にあて、アルコール禍になやむ者の更生を図り、その家庭の救いと社会の福祉を考慮せられたい。

なお、北欧をはじめ欧米諸国及び印度等においては、高率の酒税の一部をもつて、酒癖きよ正施設の経営及び禁酒運動を援助しているから、わが国においても、民間の禁酒運動団体に酒税の一部をもつて援助せられたいとの請願。

第一七九六号 昭和三十五年四月四日受理
酒税の一部を酒害対策費とするの請願
請願者 東京都世田谷区下馬町二ノ四九日本キリスト教婦人矯風会都南支部
内 平田成子
紹介議員 西郷吉之助君
この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

第一七七七号 昭和三十五年四月一日受理
輸入くえん酸石灰等に関税を課するの請願
請願者 鹿児島県加世田市内山田六、三八一新上村化学工業株式会社代表取締役 志風喜美
紹介議員 迫水 久常君
従来、くえん酸は、主として飲料又は食糧品用として使用されてきたが、最近では欧米並みに医薬工業用としての需要が急激に増加してきた。しかるに、くえん酸は、原料であるくえん酸石灰の大部分をベルギー、ドイツ等から輸入し、これを国内で精製して、その需要をみたしているため、くえん酸製造業者は、輸入価格の高低によつて翻ろりされてくる実情である。このままの状態では、日本のくえん酸石灰業は自

減することとなるから、国内くえん酸石灰生産業者の保護育成のために、輸入くえん酸石灰並びにくえん酸に、すくなくとも五箇年ぐらゐ最低四割の輸入関税を課するよう法的措置を講ぜられたいとの請願。

第一八九〇号 昭和三十五年四月六日受理
鳥取税務署庁舎新築に関する請願
請願者 鳥取市本町鳥取商工会
議所会頭 米原草三外 六十九名
紹介議員 中田 吉雄君
鳥取税務署は、明治四十三年八月に建築された昼間でも点燈を要する旧様式のお老朽庁舎で、昭和十八年九月十日の鳥取震災には、かろうじて倒壊を免れたものの、その後一尺余の傾斜を補修して一応外観は旧状に復しているが、本質的には危険建物であるから、すみやかに新築する必要があるが、現在の敷地では狭いから、一般納税者の便宜職員の事務能率の増進並びに健康管理の観点から、鳥取駅に近い適地に移転し、大衆に親しまれる民主的な施設を備えた明るい税務署として早急に新築せられるよう特別の審議をせられたい。なお、敷地の選定については、現土地との交換により、又設計にあつては全国モデルケースとして、特に納税者意欲のこころ揚を図るため一般納税者に親しめる役所として、たとえば、待合所とか納税者が応答できるいわゆる面談用応接室を適當数備えた明るい民主的な税務署とするよう格別配慮せられたいとの請願。

第一七七七号 昭和三十五年四月一日受理
輸入くえん酸石灰等に関税を課するの請願
請願者 鹿児島県加世田市内山田六、三八一新上村化学工業株式会社代表取締役 志風喜美
紹介議員 迫水 久常君
従来、くえん酸は、主として飲料又は食糧品用として使用されてきたが、最近では欧米並みに医薬工業用としての需要が急激に増加してきた。しかるに、くえん酸は、原料であるくえん酸石灰の大部分をベルギー、ドイツ等から輸入し、これを国内で精製して、その需要をみたしているため、くえん酸製造業者は、輸入価格の高低によつて翻ろりされてくる実情である。このままの状態では、日本のくえん酸石灰業は自

減することとなるから、国内くえん酸石灰生産業者の保護育成のために、輸入くえん酸石灰並びにくえん酸に、すくなくとも五箇年ぐらゐ最低四割の輸入関税を課するよう法的措置を講ぜられたいとの請願。

第一九〇三号 昭和三十五年四月七

日受理

松川葉たばこ収納価格引上げに関する
請願

請願者 福島県議会議長 伊藤
職

紹介議員 大河原一次君

松川葉たばこは、福島県の特産物
として農家経済上重要な位置を占める
と共に、国家経済に対しても大いに寄
与しているが、その収納価格はいちじ
るしく低額で、生産費を償うことができ
ない実情であるから、耕作農家の経済
向上並びに生産安定を期するために、
早急に生産原価を償うに足る適正価格
を設定せられたいとの請願。

昭和三十五年四月二十一日印刷

昭和三十五年四月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局